第

身分証明書

所属

職名

氏名

(年 月 日生)

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 5 条第 1 項の規定による立入り及び同法第 21 条第 1 項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

茨城県知事

印

12 センチメートル

(裏)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(抜粋) (基礎調査のための土地の立入り等)
- 第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
- $2 \sim 4$ 略
- 5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6~10 略

(立入検査)

- 第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は,第9条第1項,第16条第1項,第17条第2項,第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては,当該土地に立ち入り,当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。
- 2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9センチメートル